

法 学 第 444 号
平成 28 年 8 月 12 日

各 私 立 学 校 長
各 私 立 専 修 学 校 長
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件に対する知事談話」の
周知について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
各学校長におかれましては、本事件に対する知事談話の趣旨を御理解のうえ、児童生
徒に対して、様々な機会を捉えて周知くださるようお願ひいたします。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メルアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

障　　号　　外
平成 28 年 8 月 8 日

総務部法務学事課総括課長 様

保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

「神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件に対する知事談話」の周知について（依頼）

のことについて、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（平成 22 年岩手県条例第 59 号）第 12 条にあるように、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、本日、記者会見で知事が発表した内容を、貴職所管の私立学校等へ周知いただきますよう、よろしくお願いします。



担当：障がい福祉担当 山本（内線 5452）

神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件に対する知事談話

7月26日、絶対に起きてはならない、信じられないような事件がありました。犠牲になられた方々に、心からご冥福をお祈りいたします。また、負傷された方々が一日も早く回復されるよう、お見舞いを申し上げます。

人の命はかけがえのないものです。その命を突然奪うようなことは、決して許されるものではありません。

障がいのある人も障がいのない人も共に差別されることなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として等しく尊重されなければなりません。

このことは、我が国においては日本国憲法により保障されており、国際的には「障害者の権利に関する条約」により保障されています。

岩手県では、平成23年の障害者虐待防止法、平成25年の障害者差別解消法の制定に先んじて平成22年に制定された「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、障がいのある人と障がいのない人とが互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指しています。

岩手県民の間では、昔から障がいのある人もない人も共に生きるという意識のもと、多くの取組みが行われてきました。県行政においても、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活するという考え方を重要な理念と位置付け、いわて県民計画や東日本大震災津波復興計画に盛り込んで、県政全般に活かしています。

今年は、本県で国民体育大会と共に全国障害者スポーツ大会が開催されます。この全国障害者スポーツ大会と、それに併せて開催される文化プログラムや関連の行事を通じて、全国各地から集う皆さんと、改めて、障がいのある人もない人も、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に支え合う社会を目指すということを、この岩手の地で確認し、全国に発信していきましょう。

障がいのある皆さん、社会のかけがえのない一員であるという自信と誇りを持って堂々と生きてください。

県民の皆さん、特に次代を担う若い世代の皆さん、障がいのある人もない人も、互いに支え合う共生社会を一緒に築いていきましょう。

平成28年8月8日

岩手県知事 達増 拓也